

## 介護保険関係広告掲載取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、新潟市広告掲載要綱及び新潟市広告掲載基準（以下「要綱等」という。）に定めるもののほか、介護保険課及び高齢者支援課が所管する広告掲載事業の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

### (掲載可能な広告等の範囲)

第2条 広告を掲載できる者、広告の内容等については、要綱等の規定を準用するものとする。

2 次の各号に該当する業種又は事業者の広告は掲載しない。

- (1) 介護保険法(平成9年法律第123号)における指定事業者
- (2) 有料老人ホーム関係
- (3) 墓地及び墓石関係
- (4) 葬祭関係
- (5) 市区町村民税を滞納しているもの

### (広告媒体の種類及び広告掲載規格等)

第3条 広告媒体の種類及び広告掲載規格等については、別表のとおりとする。

### (広告掲載希望者の募集及び申込)

第4条 広告掲載希望者（以下「希望者」という。）の募集は、新潟市ホームページその他の方法で行うものとする。

2 希望者は、介護保険関係広告掲載申込書（別記様式第1号）を、指定する期間内に、市長へ提出するものとする。

### (広告掲載の決定)

第5条 市長は、第2条の規定に基づき、希望者の中から抽選により決定する。ただし、希望者の数が募集枠数を下回った場合は、この限りではない。

2 前項の規定により抽選を行う場合において、希望者の中に、同一年度内にこの要領により募集する他の広告の掲載決定者がいる場合は、他の希望者を優先して掲載を決定することが

できる。

- 3 市長は、前2項の規定により広告掲載の可否を決定したときは、広告掲載（不掲載）決定通知書（別記様式第2号）により、希望者へ通知するものとする。

（広告掲載内容の承諾）

第6条 前条第3項の規定により広告掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、掲載内容及び条件等を遵守する旨の承諾書（別記様式第3号）を市長に提出するものとする。

（広告掲載料）

第7条 広告の掲載料については、市長が別に定める。

- 2 広告掲載料は、掲載の決定後、市長が指定する期日までに、一括して前納するものとする。ただし、市長が特別な理由があると認めたときは、この限りではない。

（広告掲載決定の取消）

第8条 第5条の規定により広告掲載を決定した場合においても、次のいずれかに該当することとなったときは、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。
- (2) 指定する期日までに広告掲載料を納付しなかったとき。
- (3) 広告主、広告の内容が各種法令等に違反し、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要領に抵触するものであるとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が広告の掲載を適当でないとするとき。

（広告掲載の取消）

第9条 市長は、広告主が要綱等の規定に抵触したとき、又は第2条第2項のいずれかに該当したときは、広告主への何らの手続きを経ることなく、広告の掲載を取り消すことができる。

- 2 市長は、前項の規定により広告の掲載を取り消した場合において、広告主が損害を受けることがあっても、その賠償の責めは負わない。
- 3 市長は、広告の掲載を取り消したことにより損害を受けた場合は、広告主に賠償の請求をすることができる。

（広告掲載料の返還）

第10条 既納の広告掲載料は返還しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により、広告を掲載することができなかつたときは、既納の広告掲載料を全額返還する。

(広告主の責務)

第11条 広告主は、広告内容その他広告掲載に関する全ての事項について、一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、第三者の権利の侵害、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

3 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(裁判管轄)

第12条 この要領に定める広告掲載に関する訴訟の提訴等は、新潟市の所在地を管轄する裁判所で行うものとする。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成23年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年11月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年11月10日から施行する。

別表（第3条関係）

| 広告媒体種類                | 広告掲載規格                                                                       | 掲載枚数 |
|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------|------|
| 介護保険料通知書送付用封筒（暫定通知書用） | 広告掲載場所 裏面<br>広告スペース 70mm×170mm<br>広告色 単色<br>広告掲載時期 4月                        | 1枚   |
| 介護保険料通知書送付用封筒（確定通知書用） | 広告掲載場所 裏面<br>広告スペース 70mm×170mm<br>広告色 単色<br>広告掲載時期 7月                        | 1枚   |
| 介護保険サービスガイド           | 広告掲載場所 表紙裏面見開き及び<br>裏表紙裏面見開き<br>広告スペース 83mm×176mm/1枚<br>広告色 4色<br>広告掲載期間 1年間 | 6枚   |

## 介護保険関係広告掲載申込書

（あて先）新潟市長

広告掲載希望者 住所（所在地）  
法人名（名称）  
代表者職氏名  
担当者氏名  
連絡先（TEL）  
（FAX）  
（Eメール）

介護保険関係広告掲載取扱要領第4条の規定に基づき、次のとおり申し込みます。

|       |                                           |
|-------|-------------------------------------------|
| 業 種   |                                           |
| 広告の内容 | 広告媒体                                      |
| その他   | 申し込みにあたっては、介護保険関係広告掲載取扱要領に定める事項を承諾、遵守します。 |

備考 次の書類を添付してください。

- ・ 広告案

別記様式第2号（第5条関係）

新 第 号  
年 月 日

様

新潟市長

## 広告掲載（不掲載）決定通知書

年 月 日付で申し込みのあった広告掲載について、次のとおり掲載（不掲載）することに決定しましたので、通知します。

記

1 掲載（不掲載）理由

2 掲載媒体

3 掲載期間

4 広告掲載料

5 納入期限日

年 月 日までに同封の納入通知書により、指定の場所でお支払いください。

6 承諾書の提出期限

年 月 日までに同封の承諾書を 課へ提出してください。

## 承 諾 書

（あて先）新潟市長

広告掲載希望者 住所（所在地）  
法人名（名称）  
代表者職氏名  
担当者氏名  
連絡先（TEL）  
（FAX）  
（Eメール）

介護保険関係広告掲載取扱要領第6条の規定に基づき、次の内容について承諾します。

### 記

1 広告の内容及び条件

2 その他

介護保険関係広告掲載取扱要領を遵守し、広告の内容については、新潟市の指示に従います。